

誰もが利用できる大学図書館を目指して —「合理的配慮」の考え方と実践—

専修大学文学部・大学院法学研究科教授

野口 武悟

1. はじめに

・2016（平成 28）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行

→行政機関等（国公立大学の大学図書館を含む）においては障害者への「合理的配慮」の提供が義務化（私立大学の大学図書館にあつては努力義務）

2. 背景：ノーマライゼーションの潮流と「障害者の権利に関する条約」

・ノーマライゼーション思想の起こり

→1960 年代にデンマークのバンク・ミケルセンらにより提唱

→“障害をもつ人を他の市民と対等平等に存在させる社会こそノーマルであり、そのような社会に変革していく”

→1981 年「国際障害者年」・・・「完全参加と平等」

・ノーマライゼーション実現へ向けて

→障害の「個人モデル」から「社会モデル」への転換

▶障害の「社会モデル」：障害は、個人の状態ではなく、社会・環境が作り出しているもの（＝社会的障壁）

ex) 公立図書館の「障害者サービス」＝「図書館利用に障害のある人へのサービス」

∴利用上の障害は、図書館側にある

→主な実践的方法論として

▶バリアフリー（BF）

▶ユニバーサルデザイン（UD）

・「障害者の権利に関する条約」の時代へ

→2006 年 12 月の国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択

▶大きな柱として「合理的配慮の提供」を明示

→日本政府は、条約批准に向けて 2013 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を制定（2016 年 4 月施行）するなど国内法整備を進め、2014 年 1 月に批准

3. 「合理的配慮」とは何か

・「障害者の権利に関する条約」における「合理的配慮」の定義

→ “障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう”

- ・・・障害者一人ひとりのニーズをもとに状況に応じた変更や調整を体制や費用などの負担がかかりすぎない範囲において行うこと

4. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の主な内容

→第5条：“行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない”

- ・・・行政機関等と事業者の双方に、「合理的配慮」を的確に行うための「**基礎的環境整備**」に努めることを求めている

→第7条第1項：“行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない”

- ・・・行政機関等に対して、「**不当な差別を禁止**」している（第8条第1項により、事業者に対しても義務づけている）

→第7条第2項：“行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をしなければならない”

- ・・・行政機関等に対して、「**合理的配慮**」の提供を義務づけている（第8条第2項により、事業者に対しては、「合理的配慮」の提供に努めるよう求めている）

5. 大学における障害学生（障害者）の現状

- ・大学生（短大・高専を含む）のうち障害者は2.7万人・・・全学生の0.86%（2016年度）
cf) 2006年度：0.5万人（0.16%）／2011年度：1.0万人（0.32%）
- ・気づきにくい（＝配慮が後回しになりがち）障害者が多数存在
ex) ディスレクシア（読み困難：発達障害のうち学習障害[LD]の中心的な状態）

6. 大学図書館における「合理的配慮」の実践

- ・大学図書館の事例紹介
 - 筑波技術大学附属図書館
 - 北海道大学附属図書館
 - 日本福祉大学図書館
 - 立命館大学図書館

・実践のポイント

- 基礎的環境整備（職員研修や情報共有を含む）
- 「著作権法」第37条第3項にもとづく複製と自動公衆送信
 - ▶日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会ほか「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（2013年9月修正）（資料1）
- 学内の障害学生支援部局（いわゆる「障害学生支援室」など）との連携・協力
- 国立国会図書館「視覚障害者等用データの収集および送信サービス」の活用をはじめとした他館との相互利用・協力

7. おわりに

・参考になるツールとして

- 日本図書館協会「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」（2016年3月）（資料2）
- 日本図書館協会障害者サービス委員会「JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト」（2016年11月）（資料3）

・実態調査さえない現状をどう変えていくか

- 全国的な実態把握が不十分
 - ▶大規模調査は、国立大学図書館協議会による「身体障害者サービスに関する調査研究」（1997年公表）以来20年間存在せず
 - ▶日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（毎年度実施）では大学図書館に特化した調査項目なし
- まずは、大学図書館での実践事例の蓄積と共有化を！

参考文献

- ・佐藤聖一著『1から分かる図書館の障害者サービス：誰もが使える図書館を目指して』学文社，2015年2月発行
- ・野口武悟・植村八潮編著『図書館のアクセシビリティ：「合理的配慮」の提供に向けて』樹村房，2016年8月発行